

鎌倉市告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づく道路の区域の変更及び同条第2項の規定に基づく道路の供用の開始を行ったので告示します。

関係図面は、都市整備部道水路調査課において令和8年（2026年）9月2日から令和8年（2026年）9月17日まで一般の縦覧に供します。

令和8年（2026年）9月2日

鎌倉市長 松尾 崇



1 市道路の区域の変更

変更前

整理 番号	道路の種類 及び路線名	変更の区間					
		起 点		終 点		幅 員 (m)	延長 (m)
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番		
2	市道043-037号線	笛田三丁目	1000番4	笛田三丁目	1365番	3.97～4.00	2.91
3	市道043-038号線	笛田三丁目	1006番1	笛田三丁目	1000番3	1.81～2.95	25.27
4	市道053-034号線	玉縄五丁目	17番30	玉縄五丁目	16番4	4.07	8.77

変更後

整理 番号	道路の種類 及び路線名	変更の区間					
		起 点		終 点		幅 員 (m)	延長 (m)
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番		
2	市道043-037号線	笛田三丁目	1000番1	笛田三丁目	1365番	4.00	2.91
3	市道043-038号線	笛田三丁目	1006番1	笛田三丁目	1000番1	4.41～8.52	25.27
4	市道053-034号線	玉縄五丁目	17番29	玉縄五丁目	16番4	4.5	8.77

2 市道路の供用開始

整理 番号	道路の種類 及び路線名	供用開始の区間			
		起 点		終 点	
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番
1	市道043-037号線	笛田三丁目	1000番1	笛田三丁目	1365番
2	市道043-038号線	笛田三丁目	1006番1	笛田三丁目	1000番1
3	市道053-034号線	玉縄五丁目	17番29	玉縄五丁目	16番4